

湘南医療大学研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）の学術研究の信憑性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者の倫理的行動及び姿勢について定めるものとする。

(研究の原則)

第2条 研究者は、高い倫理的規範のもとに、自律的に研究を遂行し、その結果に責任を持ち、研究に対して真摯で公正な態度をとるよう努めなければならない。

2 研究者は、個人それぞれをその人格性において尊重し、人間の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約、国内の法令、告示及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 この規程において、用語の意義は次の各号に定めるところによる。

(1) 研究 研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項をいう。

(2) 研究者 本学の教員、本学で研究活動に従事する学生及び研究生（以下「学生」という。）並びに本学で研究活動を行う客員研究員等、研究に関わるすべての者をいう。

(3) 発表 自己の研究に係る新たな知見、発見、または専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

(研究者の遵守事項)

第4条 研究者は、たえず自己の専門研究能力と知識の水準を高度に維持し、さらにその向上を目指して自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、その研究活動において、文化、伝統、価値観及び規範の多様性の理解に努め、かつ、これを尊重しなければならない。また、同活動において、性別、人種、出自、地位、思想、宗教などによる差別的扱いをしてはならない。

3 研究者は、共同研究者、研究協力者及び研究支援者等の人格並びにそれぞれの学問的立場を尊重しなければならない。

4 研究者は、学生が共に研究活動に関わる時は、広く教育的見地に立ち、不当な圧力や制限を被らないよう十分配慮しなければならない。

5 研究者は、自らの研究活動について、その研究の計画・目的・進捗状況等を説明できるよう努めなければならない。

- 6 研究者は、研究成果の公表と社会への還元に努めなければならない。
- 7 研究者がヒトを含む生命を研究対象とする場合、その研究は科学的、社会的及び倫理的に妥当な方法で行わなければならない。
- 8 研究者は、利害関係者との金品授受等（学位審査時の金品授受を含む）を行ってはならない。

（研究のための情報、データ等の収集）

第5条 研究者は、資料及びデータ等の収集にあたっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法及び手段により行わなければならない。

- 2 研究者が研究のために資料及びデータ等を収集する場合は、その目的にかなう必要な範囲を逸脱してはならない。

（インフォームド・コンセント）

第6条 研究者は、個人の情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対しその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

（個人情報保護）

第7条 研究者は、収集した資料及びデータ等で個人を特定できるものは、学校法人湘南ふれあい学園個人情報管理規程により、適切に取り扱わなければならない。

（情報、データ等の利用及び管理）

第8条 研究者は、研究のために収集し、または生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐため、適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究者は、収集または生成した資料、情報及びデータ等の記録を適切に保管し、事後の検証、追試が行えるよう十分な期間、保存しなければならない。
ただし、個人に関する情報及びデータについては、提供者との合意を得た期間とする。

（研究機器、材料等の安全管理）

第9条 研究者は、研究実験において研究装置、機器及び各種材料等を用いるときは、関係法令及び規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究実験の過程で生じた残さ物、廃棄物及び使用済みの材料等については、関係法令に基づき適切に処理しなければならない。

（研究成果の発表）

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、これを公表するように努めなければならない。

- 2 研究者は、研究成果の発表に際しては、他の研究のもつ優先性を尊重するとともに、他者の知的財産権その他の権利を侵害してはならない。
- 3 研究者は、研究成果の発表における不正行為は、本学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを十分に認識し、次に掲げる行為は絶対にこれをしてはならない。
 - (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
 - (2) 改ざん 研究資料、機器、過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
 - (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文、または用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為
- 4 研究者は、研究を遂行する上で助言や援助を受けた者及び組織に対し、研究発表の際に適切に謝意を表さなければならない。

(オーサーシップ)

- 第11条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の獨創性に十分な貢献をしたと認められる場合に、オーサーシップが認められる。
- 2 共同研究の成果発表に際しては、共著者とその順位、連絡責任者を適切に決定し、共同研究者全員の合意を得なければならない。

(研究費の取扱)

- 第12条 研究者は、研究費の源泉が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金及び寄附金等であることを常に認識し、研究費の適正な使用に努めなければならない。
- 2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費以外に使用してはならない。
 - 3 研究者は、研究費の使用にあたっては、法令及び関係諸規程の使用規定等を遵守し、その使途に関する書類等の管理を厳重に行い、交付期間終了後においても一定期間保存するとともに、適切に説明責任を果たせるように努めなければならない。

(他者の業績評価)

- 第13条 研究者が他者の研究業績の評価に関わる時は、被評価者に対して予断を持つことなく、当該評価の評価基準等に従い、自己の見識及び知識に照らして適切に評価しなければならない。
- 2 研究者は、他者の業績評価に関わる中で知り得た情報を不正に利用してはならない。

(ハラスメントの禁止)

- 第14条 研究者は、研究活動を行うにあたり、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等、いかなるハラスメントも行ってはならない。

(利益相反)

第15条 研究者は、研究活動を行うにあたり、資金提供の財源、関連組織との関わり及び可能性のあるすべての利害関係の衝突に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

(研究倫理委員会)

第16条 この規程の目的を達成し、かつ適切な運用を図るため、湘南医療大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 人を対象とする研究倫理の審査は、別に定める「人を対象とする研究倫理審査要項」による。
- 3 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。